

報告第9号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を  
求める。

平成30年8月24日提出

豊川市長 山 脇 実

## (総務部関係)

1	専決年月日	平成30年7月6日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	1,354,100円
	概要	市民税課窓口において、非課税の特例を受けるための贈与税の申告書を相手方から託されたが、税務署への引渡しが遅延し、税務署における申告書の受付日が申告期限後となったため、相手方に贈与税等の支払いが生じた。